京都市立芸術大学におけるキャンパス・ハラスメント及び性暴力等の防止等に関する規程

（平成２４年４月１日理事長決定）
（平成２６年１２月９日一部改正）
（平成３０年８月７日一部改正）
（令和２年６月１日一部改正）
（令和２年９月２８日一部改正）
（令和３年４月１日一部改正）
（令和５年６月６日一部改正）
（令和６年２月２１日一部改正）
（令和７年２月４日一部改正）
（令和８年７月２７日一部改正）

（目的）

第１条　この規程は、京都市立芸術大学（以下「本学」という。）におけるキャンパス・ハラスメント及び性暴力等（以下「キャンパス・ハラスメント等」という。）の防止及び排除のための措置並びにキャンパス・ハラスメント等に起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置（以下「キャンパス・ハラスメント等の防止等」という。）に関し、必要な事項を定めることにより、本学における教職員の公正な雇用管理の確保、教職員、非常勤教職員及び学生等（以下「本学関係者」という。）の利益の保護を図り、キャンパス・ハラスメント等のない良好な就労、修学、教育及び研究環境を形成することを目的とする。

（定義）

第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　キャンパス・ハラスメント

本学関係者、学生等の保護者、関係業者及び求職者等に対して行われる不快若しくは不当な言動、差別、妨害的な嫌がらせ又は個人の尊厳若しくは人格の侵害。

セクシュアルハラスメント（キャンパスの内外を問わず、本学関係者が他の本学関係者、学生等の保護者、求職者等及び顧客等を不快にさせる性的な言動）、アカデミックハラスメント（本学の教職員及び非常勤教職員等（（以下「教職員等」という。）

がその地位又は権力を利用して、他の本学関係者の教育・研究上又は修学上の利益や権利を妨げる行為)、パワーハラスメント（職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える行動を行うことにより、労働者の就業環境を悪化させ又は雇用不安を与える行為）及びカスタマーハラスメント（顧客等の言動であって、その雇用する労働者が従事する業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたものにより、労働者の就業環境が害されるもの）等を含む。

(2)　性暴力等

性暴力等とは、本学関係者が、他の本学関係者、学生等の保護者及び関係業者に対して行う次に掲げる行為をいう。

ア　刑法(明治４０年法律第４５号)第１７４条(公然わいせつ)又は第１７５条(わいせつ物頒布等)の罪に該当する行為

イ　刑法第１７６条(不同意わいせつ)、第１７７条(不同意性交等)又は第１７９条(監護者わいせつ及び監護者性交等)の罪に該当する行為

ウ　刑法第１８３条(淫行勧誘)の罪に該当する行為

エ　刑法第１８２条(１６歳未満の者に対する面会要求等)の罪に該当する行為、又は性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律(令和５年法律第６７号)第２条から第６条までの罪に該当する行為

オ　他人に対する次に掲げる行為であって、他人を著しく羞恥させ、又は不快・不安を覚えさせるようなもの

(ｱ)　衣服その他の身に着ける物の上から又は直接に人の性的な部位その他身体の一部に触れること又は触れさせること(不同意わいせつに該当するもの(教育上、研究上若しくは職務上の地位又は人間関係などの優位性を背景にして行われる上記の行為等)を除く。)

(ｲ)　通常衣服で隠されている他人の下着又は身体を撮影し、又は撮影する目的で写真機その他の機器を差し向け、若しくは設置すること

(ｳ)　上記の他、京都府迷惑行為防止条例(平成 13 年条例第 17 号)第 3 条(卑わいな行為)に該当する行為

カ　教育職員等による児童生徒性暴力等の防止に関する法律(令和３年法律第５７号。

以下「児童生徒性暴力等防止法」という。）第２条第３項第１号及び第２号に該当する行為（アからウに該当するものを除く。）

キ　児童生徒性暴力等防止法第２条第３項第３号から第５号までに該当する行為（エ、オに該当するものを除く。）

(3)　「キャンパス・ハラスメント等に起因する問題」

キャンパス・ハラスメント等のため教職員等の就労上又は学生等の修学上の環境が害されること及びキャンパス・ハラスメント等への対応に起因して教職員等が就労上又は学生等が修学上の不利益を受けること。

(4)　教職員

公立大学法人京都市立芸術大学職員就業規則（以下「就業規則」という。）第２条第１項に規定する職員

(5)　非常勤教職員等

就業規則第３条第２項に掲げる職員及び労働者派遣法に基づく派遣労働者

(6)　学生等

学部学生、大学院学生、留学生、研究生、科目等履修生、特別科目等履修生、聴講生

(7)　顧客等

本学の施設若しくは事業の利用者、近隣住民、問い合わせを行う者、取引きの相手方、その他本学の教育、研究、地域貢献その他の事業に関係を有する者

(8)　求職者等

本学の教職員等の採用募集に応募する者、職場見学やインターンシップ等本学が実施する採用に資する活動に参加する者、その他これらに準ずる者

（本学関係者の責務）

第３条　本学関係者は、この規程及び学長が定める指針に従い、キャンパス・ハラスメント等を行ってはならない。

２　教職員等は、キャンパス・ハラスメントの防止及び対応に関し、本学が講ずる措置に協力しなければならない。

（管理監督者等の責務）

第４条　教職員等を管理監督する立場にある者及び学生等を指導する立場にある常勤の教

員（以下「管理監督者等」という。）は、次の各号に掲げる事項に注意してキャンパス・ハラスメント等の防止及び排除に努めなければならないとともに、キャンパス・ハラスメント等に起因する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対処しなければならない。

(1)　日常の教育、研究、業務を通じた指導等により、キャンパス・ハラスメント等に関し、本学関係者の注意を喚起し、更にその認識を深めさせること。

(2)　本学関係者の言動に十分な注意を払うことにより、「キャンパス・ハラスメント等又はキャンパス・ハラスメント等に起因する問題」を就労、教育、研究の場に生じさせないこと。

(3)　顧客等から教職員等に対し、社会通念上許容される範囲を超える言動が行われ、又は行われるおそれがあると認めるときは、当該教職員等の心身の状況に配慮し、当該顧客等に複数人で対応すること等就労上の環境を保護するために必要な措置を講ずること。

(4)　求職活動等に関わる教職員等に対し、求職者等に対する性的な言動を行わせないよう、教職員等の採用に関わる教職員等に対し、注意喚起等の必要な措置を行うこと。

（学長の責務）

第５条　学長は、本学関係者に対し、この規程の周知徹底を図らなければならない。

２　学長は、キャンパス・ハラスメント等の防止等のため、本学関係者に対し、パンフレットの配布、ポスターの掲示、意識調査等により啓発活動を行うよう努めるものとする。

３　学長は、キャンパス・ハラスメント等の防止等を図るため、本学の教職員及び学生等に対し、必要な研修等を実施するものとする。

４　学長は、新たに本学の教職員及び学生等となった者に対してキャンパス・ハラスメント等に関する基本的な事項について伝達するとともに、新たに管理監督者等となった者に対してキャンパス・ハラスメント等の防止等に関しその求められる役割について理解するための研修を実施しなければならない。

（防止対策委員会）

第６条　キャンパス・ハラスメント等の防止等に係る次に掲げる行為を行うため、本学に「キャンパス・ハラスメント防止対策委員会」（以下「防止対策委員会」という。）を置く。

(1)　キャンパス・ハラスメント等の防止等のためのガイドラインの作成

(2)　キャンパス・ハラスメント等の防止等に関する研修、啓発及び調査の企画及び実施

(3)　キャンパス・ハラスメント等の防止等に関する迅速な対応及び救済

(4)　申立ての受理及び審議

(5)　申立てに係る関係者及び本学関係者からの事情聴取

(6)　防止対策委員会委員の任務を適切に遂行するための研修の受講

(7)　理事会への報告

(8)　その他必要な事項

2　防止対策委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

(1)　副学長（キャンパス・ハラスメント担当）

(2)　事務局長

(3)　学生部長

(4)　各学部長及び研究科長

(5)　日本伝統音楽研究センター所長

(6)　各学部長及び研究科長が推薦し、各学部教授会及び研究科委員会が承認した常勤の教員男女各１名

(7)　総務課長

(8)　教務学生課長

(9)　その他委員長が必要と認める者（ただし、教職員等でない者とする。）

3　前項第６号に掲げる委員の任期は、１年とし、再任を妨げない。ただし、同号に掲げる委員に欠員が生じたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

4　第２項第９号に掲げる委員は、キャンパス・ハラスメント等に関する申立て（以下「申立て」という。）がされた場合に任命し、その任期は、当該申立てに対する大学の措置が決定するまでとする。

5　防止対策委員会に委員長（以下「委員長」という。）を置き、副学長をもって充てる。

6　委員長は、防止対策委員会を招集し、その議長となる。

7　委員長に事故があるときは、事務局長がその職務を代理する。

8　防止対策委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

9　防止対策委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の場合は委員長の決するところによる。ただし、委員がキャンパス・ハラスメント等の申立人又は被申立人となった場合は、自身が関係する議事に出席することはできない。

１０　委員長は、申立てがされた場合は、速やかに防止対策委員会を招集するものとする。

また、委員長が必要と認めるときは、申立てに係る関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

１１　申立てに係る審議は、申立ての受理後４箇月を目途に終えなければならない。ただし、やむを得ない事情により当該期間を超えて審議する必要がある場合は、申立人に対して速やかに状況等を通知し、申立人にかかる心身の負担の軽減に努める。

１２　委員長は、防止対策委員会の議事が決した場合、速やかに学長に報告するとともに申立人及び被申立人に通知しなければならない。

１３　委員長は、緊急措置の検討の依頼があった場合、防止対策委員会の審議を経ることなく措置を講じることができる。ただし、委員長が緊急措置を講じた場合、速やかに防止対策委員会に報告しなければならない。

（調査委員会）

第７条　防止対策委員会は、申立てに関し事実関係など特定の事項について調査するため、調査委員会を置くことができる。

２　調査委員会は、男女各１人以上を含む４人で組織する。

３　委員長は、関係する部局長と協議し、常勤の教員（防止対策委員会委員及び当該申立てに係る相談を受けたキャンパス・ハラスメント相談員を除く。）又は事務局職員（当該申立てに係る相談を受けたキャンパス・ハラスメント相談員を除く。）から３人、その他産業医、監事（弁護士）、教育研究審議会委員（法人の役員又は職員でない者に限る。）などのうち、委員長が必要と認める者の中から１人を任命する。

４　調査委員会に委員長（以下「調査委員長」という。）を置き、互選により選出のうえ、委員長が任命する。

５　調査委員長は、当該申立てに関し調査報告書を作成し、防止対策委員会に調査結果を報告する。

６　関係する部局長は、調査委員会の行う調査に協力しなければならない。

７　調査委員会による調査は、原則として調査委員会の設置後３箇月を目途に終えなければならない。ただし、やむを得ない事情により当該期間を超えて調査する必要がある場合は、防止対策委員会にその旨を理由、状況、以後の予定とともに報告する。

８　調査委員会委員の任期は、防止対策委員会に調査結果を報告するまでとする。

９　この規程に定めるもののほか、調査委員会に関し必要な事項は、委員長と協議の上、決定する。

（相談室の設置）

第８条　次に掲げる行為を行うために、防止対策委員会は相談室を設置する。

⑴　性暴力等を受けたと思われる事案に関する通報（以下「通報」という。）の受付

⑵　キャンパス・ハラスメント等に関する相談の受付及び委員長への報告

⑶　相談事案に関し、相談者との面談を行うキャンパス・ハラスメント相談員の選定

⑷　その他、通報及び相談等への対応の検討

２　相談室に関しその他必要な事項は、別に定める。

（相談員）

第９条　キャンパス・ハラスメントに関する相談（以下「相談」という。）に当たるため、キャンパス・ハラスメント相談員（以下「相談員」という。）を置く。

２　相談員は、次の各号に掲げるものとする。

⑴　第６条第２項第６号に規定する者

⑵　部局長、事務局各所属長

⑶　学生相談室相談員、保健師、防止対策委員会の承認を得たキャンパス・ハラスメント等に関する学外専門機関

３　前項第１号及び第２号に規定する相談員は、次の各号に掲げる事項を行う。

⑴　相談室からの依頼に応じ、相談事案について面談を行うこと。

⑵　相談及び面談の内容等について、速やかに相談室に報告すること。

⑶　相談員の任務を適切に遂行するための研修を受講すること。

⑷　その他、別に定める事項。

４　第２項第３号に規定する相談員は、随時、本学関係者からの通報及び相談に応じることとし、その他の任務は別に定める。

（通報及び相談への対応方法等）

第１０条　通報及び相談への具体的な対応方法等に関し必要な事項は、別に定める。

（虚偽の申立て・虚偽の証言・調査協力の拒否の禁止について）

第１１条　本学関係者及び申立てに係る関係者は、キャンパス・ハラスメント等の相談、通報及び調査における虚偽の申立てや証言をしてはならない。また、この規程の運用に関わる者が任務の必要上要請する調査協力に対して、合理的な理由なしに拒否してはならない。

（キャンパス・ハラスメント等に対する措置等）

第１２条　学長は、第６条第１２項に規定する報告を受けた場合は、就労、修学、教育又は研究の環境を改善し、公立大学法人京都市立芸術大学職員の懲戒処分に関する指針又は学則（以下「懲戒等規程」という。）に基づく処分及び再発防止のための指導・研修等の措置を講じなければならない。

２　学長は、前項の措置について決定しようとするときは、関係する教授会又は研究科委員会等に意見を聴くことができる。

３　学長は、第１項の措置を講じたときは、文書又は口頭で申立人及び被申立人に通知する。

４　管理監督者等は、学長の講ずる措置を実現するために協力しなければならない。

（性暴力等に対する措置等）

第１３条　学長は、通報のあった事案であって加害者が起訴されたもののうち、加害者が本学の教職員及び学生等である場合、刑事手続の進捗状況を踏まえつつ、懲戒等規程に基づき、加害者の懲戒等の処分に係る措置を行う。

２　学長は、通報のあった事案であって起訴に至らなかったもの及び第２条第２号に定める性暴力等のうち犯罪に当たらない行為のものであって防止対策委員会において性暴力等と認定された場合には、懲戒等規程に基づき、加害者の懲戒等の処分に係る措置を行う。

３　前項において性暴力等と認定されたもののうち、犯罪の疑いがある場合には、学長は刑事訴訟法（昭和２３年法律第１３１号）の定めるところにより告発するとともに、第１項に定める措置を行う。

（不利益取扱いの禁止）

第１４条　学長及び職員等は、キャンパス・ハラスメント等に対する相談、通報及び申立て並びにそれらに係る調査への協力その他キャンパス・ハラスメント等に関して正当な対応をした本学関係者に対し、そのことをもって不利益な取扱いをしてはならない。

（不服申立て）

第１５条　申立人及び被申立人は、第６条第１２項又は第１２条第３項の通知内容に不服がある場合は、学長に対し、次に掲げる事項を記載した書面（以下「不服申立書」という。）により、不服のある旨を申し出ることができる。

⑴　申出日

⑵　住所

(3)　氏名

(4)　第６条第１２項又は第１２条第３項の通知を受けた日

(5)　不服のある旨及びその内容

(6)　不服の理由又は証拠

２　前項の申し出は、第６条第１２項又は第１２条第３項の通知を受けた日の翌日から起算して３０日以内に行うことができる。

３　学長は、不服申立書が到達し、記載内容に不備のない場合は、直ちにこれを受理し、速やかに不服申立書を提出した者（以下「不服申立人」という。）にその旨を通知する。

４　学長は、不服申立書を受理したときは、３名以上かつその過半数が法人の役員又は職員でない者で構成される委員会（以下「不服申立委員会」という。）を設置し、不服申立ての内容について諮問する。

５　不服申立委員会は、前項の諮問を受け、不服申立ての内容について審議し、学長に答申を行う。審議に当たっては、関係者に対する事情聴取等必要な調査を行うことができる。

６　学長は、前項の答申を受けたときは、その内容を踏まえた回答を決定し、不服申立人に対して速やかに通知しなければならない。

７　前項の通知は、不服申立書を受理した日の翌日から起算して４箇月以内に実施しなければならない。ただし、やむを得ない事情により期日までに通知できない見込みとなった場合は、不服申立人に対して理由を付して通知するものとする。

８　不服申立書を提出し、受理された者は、その不服申立ての審議の間は、同一の事案に関する新たな不服申立てを行うことはできない。

９　不服申立てに関しその他必要な事項は、別に定める。

（守秘義務）

第１６条　防止対策委員会委員、調査委員会委員、相談室室員、不服申立委員会委員及び相談員は、その業務に当たっては、関係者のプライバシーや名誉その他の人権を尊重するとともに、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（事務）

第１７条　次の各号に掲げるものについては、当該各号に掲げる課において処理する。

(1)　防止対策委員会、調査委員会、相談室及び相談員に関する事務　教務学生課

(2)　不服申立委員会に関する事務　総務課

２　前項の規定にかかわらず、申立人及び被申立人のいずれもが教職員である事案についての防止対策委員会、調査委員会及び相談室に関する事務は、総務課において処理する。

３　前２項の規定にかかわらず、申立てに係る関係者にその事務を担当する職員があるときは、必要に応じて事務局長が処理する課を定める。

（その他）

第１８条　この規程に定めるもののほか、キャンパス・ハラスメント等の防止等に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この規程は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成２７年１月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成３０年８月７日から施行する。

附　則

この規程は、令和２年６月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和２年９月２８日から施行する。

附　則

この規程は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和５年６月６日から施行する。

附　則

この規程は、令和６年２月２１日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この規程は、令和７年２月４日から施行する。

２　第６条、第８条及び第９条の規定は、令和７年４月１日から施行する。

３　改正前の第８条及び第９条は、改正後の第９条とする。

附　則

この規程は、令和８年１０月１日から施行する。